

令和5年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

【家計急変世帯対象給付】

- 神奈川県では、家計が急変した世帯に対して、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）」を支給しています。
- 令和5年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和5年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、「家計急変世帯対象給付」ではなく、「通常給付」の対象となりますので、該当される方は、在学する高等学校等の事務室にお問い合わせください。
- この制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

※ 保護者 … 原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

給付を受けることができる方

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 令和4年1月以降に発生した家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人（ひとり親）	2人	3人	4人	5人
①個人事業者 (所得見込額)	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
②給与所得者 (給与収入見込額)	1,000,000円 未満	1,700,000円 未満	2,042,857円 未満	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,000円 未満

※ この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等が非課税相当である必要があります。

(例) 父母ともに給与所得者で、父が子2人を扶養している（母は控除対象配偶者ではない）
場合

給与収入見込額が、父2,214,286円未満、かつ母1,000,000円未満である必要があります。

- 個人事業者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（所得額：売上－必要経費）が①に該当する必要があります。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（交通費手当を除く給与収入額）が②に該当する必要があります。

- (2) 認定基準日(※)現在、保護者等が神奈川県内に居住していること

保護者等の住所が神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

- (3) 認定基準日(※)現在、生徒が高等学校等に在学していること

(※) 認定基準日

令和5年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和5年7月1日が認定基準日となります。

令和5年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

支給額

世帯区分		支給額（年額）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
都道府県民税・ 市町村民税 非課税相当世帯	1人目の高校生等	137,600円	52,100円	52,100円
	2人目の高校生等	152,000円		

申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、152,000円の支給額になります。

ただし、複数の高校生等がいる場合には、1人目の高校生等は137,600円、2人目以降の高校生等は152,000円の支給額になります。（通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生がいる場合には、兄弟の順番にかかわらず、通信制又は専攻科の学校に通う高校生等は52,100円、通信制又は専攻科以外の学校に通う高校生等は152,000円の支給額となります。）

7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額になります。

提出期限・提出先

提出期限 **令和5年7月1日（土）～令和6年1月19日（金）**

提出先 法人事務局（中学高等学校西校舎4F）

〒231-8653

横浜市中区山手町88番地

Tel 045-662-7037

- ・ 申請書類等、詳細な資料は法人事務局で配布しております。
- ・ 提出期限までに申請できない場合は、上記連絡先へご相談ください。

支給時期

令和5年11月中旬頃～令和6年3月中旬頃を予定しています。

- ・ 申請時期により支給時期は異なります。
期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。
また期限後に申請された場合は、給付を行うことができませんので、ご注意ください。
- ・ 奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
- ・ 支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。